

# 同盟学寮管理規定

公益財団法人 同盟育成会

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は本会が運営する同盟学寮（以下「学寮」という）に関し、必要な事項を定め、その適正な管理運営を図ることを目的とする。

(学寮の性格)

第2条 学寮は、勤労しながら学業を志す男女学生のために宿舍を提供し、共同生活の規律を通じて人間形成を図るための施設とする。

## 第2章 学寮運営委員会

(設置)

第3条 学寮の管理運営を適正かつ円滑に推進するため、理事長の諮問機関として学寮運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

(構成)

第4条 委員会は、理事長が委嘱する学識経験者らをもって構成する。委員会の定数は11名以上15名以内とし、委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(任務)

第5条 委員会は次の事項を審議し、理事長に意見を述べる。理事長はその意見を尊重しなければならない。

- ① 入寮申込み者の合否
- ② その他学寮運営に関し理事長が諮問した事項

## 第3章 学寮長、副学寮長

(設置)

第6条 学寮の管理運営責任者として学寮長を置く。また、学寮長を補佐する者として、副学寮長を置くことができる。

(任免)

第7条 学寮長、副学寮長は理事長が任免する。

(任務)

第8条 学寮長は、学寮生の訓育、監督並びに、学寮施設の維持管理・運営に当たる。副学寮長はこれを補佐する。

## 第4章 学寮生

(資格)

第9条 学寮生は、次の各号に該当する者でなければならない。

- ① 学寮から通学可能な地域にある大学、大学院、短期大学、専門学校に在学中あるいは入学内定者で、在寮期間が2年以上見込める者
- ② 勤労しながら学業を志す者
- ③ 実家等からの通学が時間的に困難と認められる者
- ④ 一般の下宿、アパート等では経済的に就学の継続が困難と認められる者
- ⑤ 学業、人物、健康ともに優秀で、志操堅固な者

(募集)

第10条 入寮生募集に当たっては、募集要項をホームページ等に掲載し、広く一般から公募する。

(入寮申込)

第11条 入寮を希望する学生は、入寮申込書および本会の指定する書類を添え、理事長あてに提出するものとする。

(選考)

第12条 入寮生の選考は別途定める選考基準に基づいて行うものとし、書類審査、理事長、事務局長、学寮長、副学寮長による面接、委員会の審査を経て、理事長が採否を決定する。

- (2) 前項の定めにかかわらず、明確に第9条の寮生資格を満たしていないと判定できる者、あるいは応募者数が募集数を上回った場合において、明らかに優先順位が下位になると判定できる者については、面接を省略し、不合格とすることができる。ただし、その場合でも、委員会に報告し、承認を得るものとする。

(在寮期間)

第13条 入寮者の在寮期間は、原則として在籍校の最短修業年限終了までとする。ただし、進学等、特別の事情がある者に対しては、延長を認めることがある。

(学寮生の義務)

第14条 学寮生は以下の義務を果たさなければならない。

- ① 別に定める寮費を、別に定める方法により、同盟育成会に納入する。
- ② 毎年度、年度初めに在籍校の在籍証明書と前年度の成績証明書を学寮長に提出する。
- ③ 本規定をはじめ、同盟育成会あるいは寮生の委員会が定めた諸規則を順守する。

(学寮生自治)

第15条 学寮内における学寮生の生活、秩序維持は、学寮生の自治を原則とする。

- (2) 前項の目的達成のため、学寮生は規則あるいは申し合わせ事項等を定めることができる。前記規則等を定めたり改定したりするときは、学寮長の許可を得なければならない。
- (3) 前項の規則等の制定、あるいは改廃にあたっては、学寮生の3分の2以上の賛成と学寮長の承認がなければならない。

(長期不在者の扱い)

第16条 学寮生が留学、入院等により、長期間不在となる場合、1年間を限度に、学寮在籍を認めることがある。

- (2) 長期不在となる寮生は原則として不在期間開始の1カ月前までに、不在の理由、予定期間などを申告しなければならない。
- (3) 不在期間中の学寮在籍が認められた場合であっても、不在期間が6カ月を超えるときは、私物を撤去し、いったん寮室を明け渡さなければならない。
- (4) 不在期間中の寮費は定額の三分の一とする。ただし、私物を撤去し寮室を明け渡した場合は、その期間の寮費を免除する。

(退寮)

第17条 学寮生が以下の各号のいずれかに該当するときは退寮とする。

- ① 第9条に定める学寮生の資格を失ったとき。ただし、第1号の在寮期間に関する部分は除く。
  - ② 第13条に定める在寮期間が満了したとき
  - ③ 自らの都合により退寮届を提出したとき
- (2) 学寮生が以下の各号のいずれかに該当するときは、退寮処分とすることがある。
- ① 公の法令や本規定等に違反するなど、学寮生として不都合な行為があったとき

- ② 寮費を4カ月分以上滞納したとき
- ③ 無断で1カ月以上、不在となったとき
- (3) 退寮する者は、退寮事由発生の日、あるいは退寮処分決定の日から、1週間以内に退寮しなければならない。ただし、特別な事情が認められるときは、寮室の空き状況等も勘案して、必要な期間、退寮を猶予することがある。

## 付 則

- 1、この規定は1965年9月1日施行
- 2、この規定は2004年9月1日改定
- 3、この規定は2006年9月1日改定
- 4、この規定は2012年5月24日改定